

相続財産に関する情報と 個人情報開示請求

—最高裁平成31年3月18日判決金商1569号8頁

弁護士 小原 路絵

1 事案の概要

亡実母(大正元年生)は、平成15年8月29日に上告人銀行において普通預金口座を開設し、上告人銀行に同口座の取引印として、印鑑届出書を提出した。また、亡実母は、同日、自筆証書遺言も作成した。

亡実母は、平成16年1月28日に死亡した。亡実母の法定相続人は、被上告人を含む子4名で、上記自筆証書遺言は、被上告人に当該口座の預金のうち1億円を相続させる内容となっていた。

被上告人は、上記自筆証書遺言の真偽について疑問を持ち、平成27年4月ころ、上告人銀行に対して、取引履歴等の開示を求めた。上告人銀行は、取引履歴については開示したが、印鑑届出書は内部管理資料であるとして開示を拒絶した。

2 第1審(岡山地判H28・10・26金商1569・12)

(1) 印鑑届出書に記載の情報が個人情報保護法(以下「法」という。)2条1項の「生存する個人に関する情報」に該当するかが争点となった。原告は、死者の財産に関する情報は、当該財産を相続した相続人の情報にも該当すると主張した。同判決は、「法は、個人情報取扱事業者が個人情報を取扱うことによる本人の権利利益の侵害の危険性や本人の不安等を取り除くことをその目的にしており、法の目的に照らせば、法が保護しようとする個人の権利利益とは本人の人格権的権利に由来するものと解され、本人の財産権行使等の便宜を図ることはその本来の目的ではないと解するのが相当である」と判示した。

そして、同判決は、当該情報によって生存する個人それ自体を識別することができる情報である必要があるとして、本件では、印鑑届出書によって亡実母の住所・氏名等が表示され、亡実母を識別することはできても、原告本人を識別することはおよそ不可能として、原告の請求を棄却した。

(2) また、原告は、亡実母の遺産を巡る紛争に関して、印鑑届出書の開示を受ける必要があると主張

したが、同判決は、上記の通り、本人の財産権行使等の便宜を図ることは法の目的ではないとした。さらに、同判決は、そもそも預金者及びその相続人と金融機関との間の預金債権行使に関する紛争(預金契約関係書類の開示請求権の有無を含む。)は、双方間の預金契約にかかる法律関係によって解決すべきとも判示した。

3 原審(広島高岡山支判H29・8・27金商1569・10)

同判決は、「死者に関する情報であっても、当該情報が、死者が死亡時に有していた財産に関する情報である場合には、当該財産が相続人や受遺者に移転することにより、当該情報も相続人や受遺者に帰属することになり、これを相続人や受遺者に関する情報ということを妨げる理由はない。また、当該情報に死者の氏名等が明示されていることにより、その氏名等と夫婦や親子という身分関係に関する情報や遺言に含まれる相続人や受遺者の情報とは容易に照合することができるから、それにより特定の相続人や受遺者を識別することができる」として、控訴人の請求を認容した。

そして、このように解することは、法が平成15年に成立しているところ、「平成15年5月21日の参議院の個人情報の保護に関する特別委員会での附帯決議6項(死者に関する個人情報の保護の在り方等について交わされた論議等これまでの国会における論議を踏まえ、全面施行後3年を目途として、本法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること)の趣旨にも適う」とした。

また、同判決は、他の情報と容易に照合することにより識別可能になるものも法のいう個人情報に含まれるところ(法2条1項1号)、上記のとおり判示した。

4 当該最判

当該最判は、印鑑届出書の個人情報該当性について、法の趣旨は「個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報取扱事業者の遵守すべき義務等を定めること等により、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」にあるとし、このような趣旨に照らせば、「個人に関する情報」に当たるか否かは、「当該情報の内容と当該個人との関係を個別に検討して判断すべき」で「相続財産についての情報が被相続人に関するものとしてその生前に法2条1項にいう『個人に関する情報』に当たるものであったとしても、そのことから直ちに、当該情報が当該相続財産を取得した相

続人等に関するものとして上記『個人に関する情報』に当たるといえることはできない」として、原審判決を破棄し、被上告人の控訴を棄却した。

当該最判は、印鑑届出書の印影が被上告人と上告人銀行との間の取引で使われることはないし、その余の記載も、被上告人と上告人銀行の取引に関するものではなく、これらの情報が被上告人に関するものであるというべき事情はうかがわれなかったとした。

5 検討(なお、以下はあくまで当職の個人的見解である。)

(1) 生存する個人

まず、同法により権利利益の保護を受ける主体は「生存する個人」と定義されており(法2条1項)、死者が含まれないことは明文上明らかともいえる。この点は、原審判決も、死者に関する情報を、死者を主体として法の対象にする意義は乏しいとしている。

しかし、法のガイドライン(通則編)(平成31年1月一部改正、個人情報保護委員会)6頁に、「死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報に該当する。」とされている(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律2条2項でも同じ定義が用いられているが、総務省の行政機関・独立行政法人等の個人情報保護法に関するFAQ3-1では、死者に関する情報について、「生存する個人に関する情報でないことから、一般的には、個人情報に当たりません。しかし、死者に関する情報であっても、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、生存する個人を本人とする情報として、個人情報に当たることになります。例えば、死者に関する情報である相続財産等に関する情報の中に遺族(相続人)の氏名の記載があるなど、遺族を識別することができる場合には、当該情報は、死者に関する情報であると同時に、遺族に関する情報でもあります。」とされている。)

では、どこまでの範囲で、死者の情報を生存する遺族等の情報でもあり得るのかは、明確ではない。この点、立法時の国会審議でも、実態を踏まえながら検討していくとしかされていなかった(石崎正博ほか編『新基本法コンメンタール 情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法』(日

本評論社、平25)173頁)。

(2) 法に基づく開示

当該最判も述べる法の目的・趣旨(法1条)からすると、個人情報取扱事業者に自分の情報が悪用されていないか確認するため開示請求権が認められているといえ、第1審判決が言うように、本人の財産権行使等の便宜を図ることは、目的外であるといえる。

また、死者に関する情報について法による個人情報開示といえるかどうか、情報と本人の関係性から判断するとした場合に、相続預金に関する印鑑届出書が、被上告人の相続預金の払戻し請求という被上告人と上告人銀行の「取引」に関する情報とは即断しにくいといえる(相続預金の払戻し請求において印鑑届出書の記載内容が必要となるとは考えにくい)。

本件開示請求は、遺言の真偽を明らかにする目的であったということから、遺言の有効性を争う等といった財産権行使のための請求であったと考えられ、死者の財産に関する情報について、同財産を相続したというだけで、直ちに金融機関に個人情報開示を求める権利があるということにはならない。

(3) 預金契約に基づく開示

第1審判決は、上記2(2)の通り、被上告人の請求は、預金契約にかかる法律関係から解決されるべきであるとしている。

預金契約は通常、消費寄託契約と解されており、金融機関は、委任ないし準委任契約に基づく報告義務として、預金取引履歴の開示義務を負うとされている(最判平成21年1月22日判タ1290・132)。他方で、預金契約解約後に死亡した元預金者の相続人に対し、預金契約の取引経過開示義務を負わないとした裁判例もあるところ(東京高判平成23年8月3日金法1935・118)、金融機関の開示義務は無制限に認められるものではない。本件でも、上告人銀行は、取引履歴の開示には応じている。

とすれば、預金契約上の開示義務としての請求であれば、上記平成21年最判から認められる余地もあったかもしれない。また、遺言無効の判断に関し、同日作成された印鑑届出書が重要であるということになれば、遺言無効訴訟において、送付嘱託申立や文書提出命令申立が認められた可能性もあるが、先行する裁判でどのような経過であっ

たのかは明らかではない。

なお、第1審判決、原審判決及び当該最判から読み取れる範囲では必ずしも事実関係が明らかでないが、被上告人は、当該自筆証書遺言に基づき、当該口座預金から平成17年に1億円を相続し、払戻しも受けている。その後、遺言を巡る訴訟が平成22年に提起され、平成24年の高裁判決で終結し、本件開示請求は平成27年に行われている。

参考文献

- ・園部逸夫・藤原静雄編『個人情報保護法の解説 第二次改訂版』
(株式会社ぎょうせい、平成30)60頁